

令和２年度第３回鳥取県男女共同参画審議会次第

日 時：令和２年９月４日（金）

午後１時３０分から

場 所：鳥取県庁第２２会議室（第２庁舎）

１ 開 会

２ 開会あいさつ

３ 議 事

（１）第５次鳥取県男女共同参画計画（素案）について

（２）今後のスケジュールについて

４ 報 告

（１）男女共同参画推進員への苦情申出に係る審査結果について

（２）ストレスオフ県ランキング２０２０について

５ 閉 会

<配付資料>

資料１：第５次鳥取県男女共同参画計画素案（案）

資料２：第５次鳥取県男女共同参画計画の数値目標（検討案）

資料３：第２回男女共同参画審議会における意見

資料４：今後の策定スケジュール

資料５：男女共同参画推進員への苦情申出に係る審査結果について

資料６：ストレスオフ県ランキング２０２０について

参考資料１：男女共同参画キャラバン等における意見

参考資料２：【国】男女共同参画基本計画見直し内容（第４次→第５次）

参考資料３：【県】男女共同参画計画見直し内容（第４次→第５次）

第5次鳥取県男女共同参画計画素案（案）

第1章 計画の基本的な考え方

1 鳥取県男女共同参画計画の策定趣旨

第5次鳥取県男女共同参画計画（以下、「第5次計画」という。）は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

鳥取県では、平成12年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定した後、平成13年、19年、24年、28年と累次にわたり「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を総合的に進めてきました。

このような取組により、病児・病後児保育施設や放課後児童クラブなどの子育て支援施設の充実、年度当初の保育所待機児童数ゼロの継続など、働きながら子育てしやすい基盤の整備が進み、審議会等委員や管理職に占める女性割合が全国上位となるなど、様々な場面で活躍する女性の姿が見られるようになっていきます。

このような変化が見られる一方で、社会には固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、自治会やPTAといった地域活動の場における意思決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護などの家庭における責任は依然として女性に偏っています。人々の意識は、男女共同参画の推進に関する全ての取組の根幹となるものであり、固定的な性別役割分担意識や無意識のうちに生じている性別による思い込みは、男女共同参画社会の実現に向けての大きな障壁になることから、これらの解消に向けた取組が重要となります。

また、近年、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、女性は男性に比べ非正規労働者が多いことなどから、生活困難に陥りやすい状況にあります。特に大規模災害の発生や感染症の流行といった非常時には、女性の方が家事や育児など家庭での責任が集中しがちになる、職を失いやすい、DVや性暴力が増加するなど、平常時の諸課題が顕在化するため、あらゆる施策や活動を男女共同参画の視点であらためて考える必要があります。

さらに、「人生100年時代」を見据え、一人一人がその時々の人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選ぶよう、仕事と家庭生活を両立できる多様で柔軟な環境の整備、学び続け活躍し続けられる環境の整備、生涯にわたる健康の実現など、多様性を尊重した持続可能な働き方、暮らし方への変革に取り組むことが求められています。これは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿ったものです。

第5次計画では、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、さらなる取組を推進します。

2 鳥取県が目指す姿

《共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県》

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第5次計画では、その実現に向けて、小さな県であることの「機動性」や、「顔が見えるネットワーク」、人とひと、地域との強い絆「支え愛」の精神など、鳥取県の強みや特色を活かし、県民の皆さん、企業や市町村などと協働、連携しながら、「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標に、鳥取県らしい男女共同参画の推進に取り組みます。

○ 家庭では

お互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など
家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。

○ 地域では

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動や
PTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、
生き生きと生活します。

○ 職場では

働きやすく、個人の能力を発揮し活躍できる職場環境が整い、
一人一人が家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。

○ 学校では

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、
一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識
を育む教育を行います。

3 基本理念

平成12年に制定した「鳥取県男女共同参画推進条例」では、次の7つの基本理念を定めています。
この条例の基本理念は現在の男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、
この7つの基本理念を第5次計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

第5次計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項に基づき策定し、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

(1) 女性活躍推進法との関係性

鳥取県では、女性活躍推進法第6条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「第2次鳥取県女性活躍推進計画」(計画期間：令和3年度～令和7年度)を策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

第5次計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。「働く場における女性の活躍推進」は第5次計画においても重要な要素として、重点目標1に位置付けており、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容も踏まえ、男女共同参画の推進に向けて一体的に取り組んでいきます。

(2) 国や他の計画との関係性

第5次計画は、男女共同参画に関する動向や国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ策定しています。

さらに、「鳥取県の将来ビジョン」、「子育て王国とっとり推進指針」、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」、「鳥取県人権施策基本方針」など、県の関連計画とも整合性を図りながら取組を進めます。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係性

平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメント」が取り上げられており、第5次計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。

【SDGs 17のゴール】 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【国が定めた8つの優先課題】

- ①あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

【第5次計画の重点目標と関連するSDGsのゴール】

重点目標1 働く場における女性の活躍推進



重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進



重点目標3 生涯を通じた健康支援



重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備



重点目標5 あらゆる暴力の根絶



重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成



5 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

6 県、市町村、県民、事業者及び民間団体の責務

(1) 県の責務

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、鳥取県男女共同参画計画を定め、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的に推進します。

県は、県民、事業者、国及び市町村と連携強化を図りながら、男女共同参画を推進します。

(2) 市町村の責務

市町村は、地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。

(3) 県民の責務

県民一人一人が男女共同参画に対する理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで取組を実践します。

(4) 事業者の責務

事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など働きやすい職場環境づくりを進めます。

事業者は、一人一人が性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、活躍できる職場環境づくりを進めます。

(5) 民間団体の責務

民間団体は、県や市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じて、男女共同参画の視点に立った様々な活動を展開します。

7 計画の進行管理

鳥取県男女共同参画行政推進会議において、毎年度、数値目標及び具体的施策により、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど適切な進行管理を行います。

県は、第5次計画の進捗状況を県民と共有するため、施策の実施状況や数値目標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。

8 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を推進していくことが必要です。そのため、オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進める体制を整備します。

(1) 鳥取県男女共同参画審議会

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、鳥取県男女共同参画推進条例に基づき設置された、県の附属機関です。

男女共同参画施策の推進状況について審議し、県に提言します。

(2) 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、各部局が連携し取り組んでいくため、副知事を座長に各部局長などで構成する県庁内の機関です。

男女共同参画計画に関する施策の進捗管理や具体的な取組について議論します。

(3) 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13年4月に設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。

(4) 女性活躍^{じょせい}とっとり会議

経済界主導のもと、経済団体、労働団体、行政等が一丸となって県内の女性の活躍機運醸成を図るために設置された官民連携組織です。

女性活躍推進法第27条第1項に基づく「協議会」に位置づけており、女性の職業生活における活躍に関する取組について検討し、取組を進めていきます。

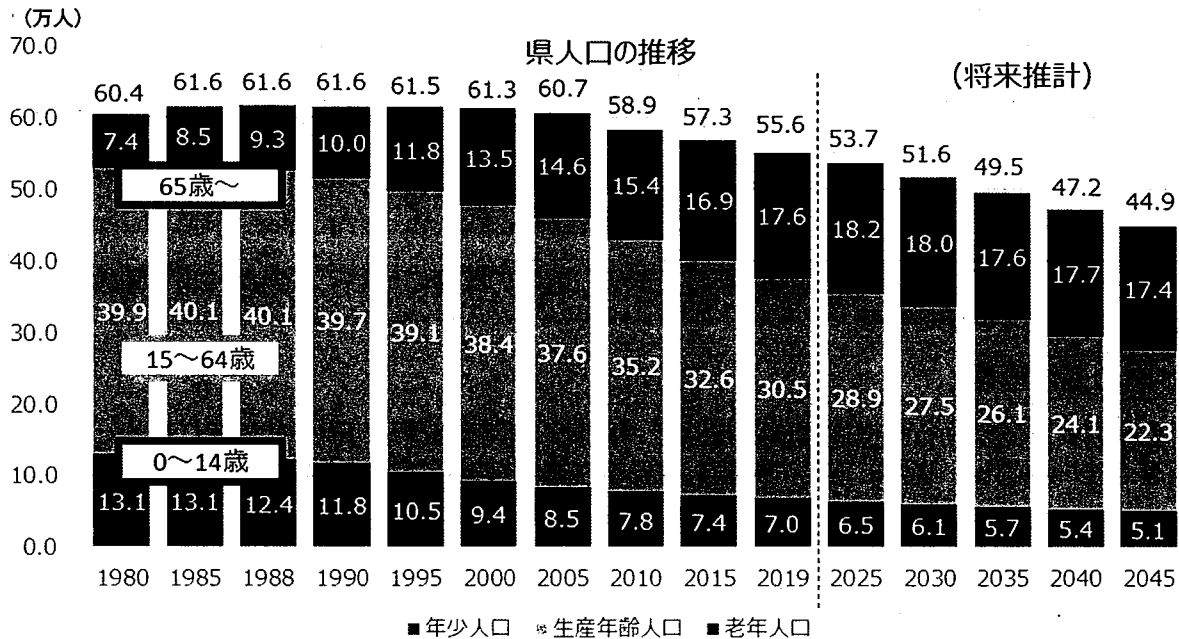
第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

1 鳥取県の人口

鳥取県の総人口は昭和63（1988）年に過去最高の616,371人となった後、減少を続けており、令和27（2045）年には、平成27（2015）年に比べて78%の規模になる見通しとなっています。令和27（2045）年には従属人口（年少人口と老年人口の合計）と生産年齢人口がほぼ同程度となると予想されています。

また、鳥取県の一般世帯数は増加が続いていますが、1世帯当たりの人員は減少しています。

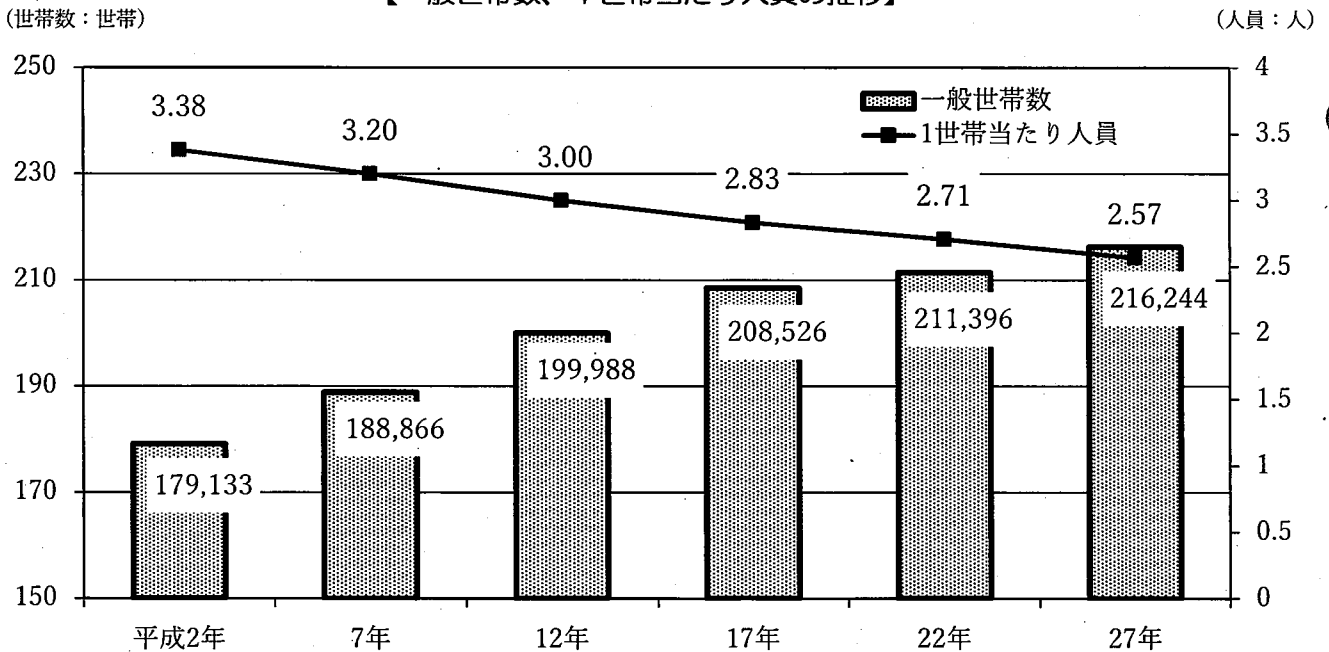
人口減少や人口構造・世帯構成の変化は、地域の担い手不足や経済力・活力の低下など、地域、経済、家庭生活等に様々な影響を与える恐れがあります。



出典：1980～2019年：統計局「国勢調査」県統計課「鳥取県の推計人口」による推計人口

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年3月推計）

【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移】



出典：総務省「国勢調査」（平成27年）

2 男女共同参画をめぐる鳥取県の特徴

育児中も含め働く女性が多い

M字カーブの窪みの浅さ

女性の労働力率（15歳以上）

女性の労働力率（生産年齢（15～64歳））

管理的職業従事者の女性比率

有業者に占める女性の割合

育児をしている女性の有業率

全国1位（3.0ポイント）

全国6位（52.4%）

全国5位（73.4%）

全国4位（19.7%）

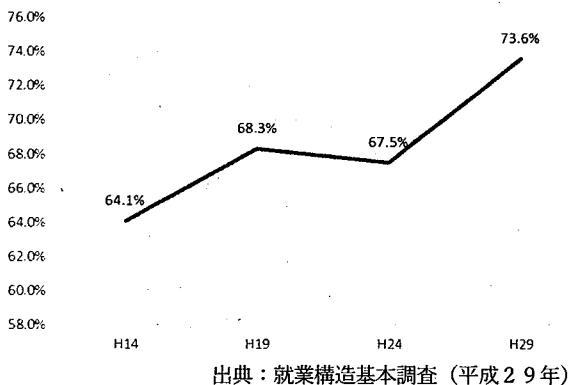
全国6位（46.6%）

全国7位（77.2%）

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることを言います。

【生産年齢人口における女性有業率】



子育て環境が整い、共働き世帯も多いが、男性の家事育児参画は十分とはいえない

保育所待機児童数（年度当初）

全国1位（0人）

小児科医師数（15歳未満10万人当り）

全国1位（174.0人）

夫婦共働き世帯の割合

全国7位（54.9%）

男性の家事育児時間（6歳未満の子を持つ世帯）

全国31位（76分/日）

自治体における政策方針決定の場への女性参画は全国トップレベルだが、地域においては遅れている

県職員の課長級以上に占める女性割合

全国1位（20.3%）

県の審議会等委員に占める女性割合

全国3位（43.0%）

県防災会議の委員に占める女性割合

全国3位（43.1%）

市町村の審議会等委員に占める女性割合

全国3位（32.0%）

自治会長に占める女性の割合

全国27位（3.8%）

女性議員がゼロの市町村議会の割合

全国37位（26.3%）

<出典>

M字カーブの窪みの浅さ

・厚生労働省「平成28年版働く女性の実情」（平成27国勢調査から作成）

女性の労働力率（15歳以上、生産年齢）

・総務省「平成27国勢調査」

管理的職業従事者の女性比率、有業者に占める女性の割合、育児をしている女性の有業率

・総務省「平成29年就業構造基本調査」

保育所待機児童数

・厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ（平成31年4月1日）」

小児科医師数

・平成30（2018）年医師・歯科医師・薬剤師統計

夫婦共働き世帯の割合

・総務省「平成29年就業構造基本調査」

男性の家事育児時間

・総務省「平成28年社会生活基本調査」

自治体における政策方針決定の場への女性参画状況

・内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ（令和元年12月作成）」

3 分野ごとの現状と課題

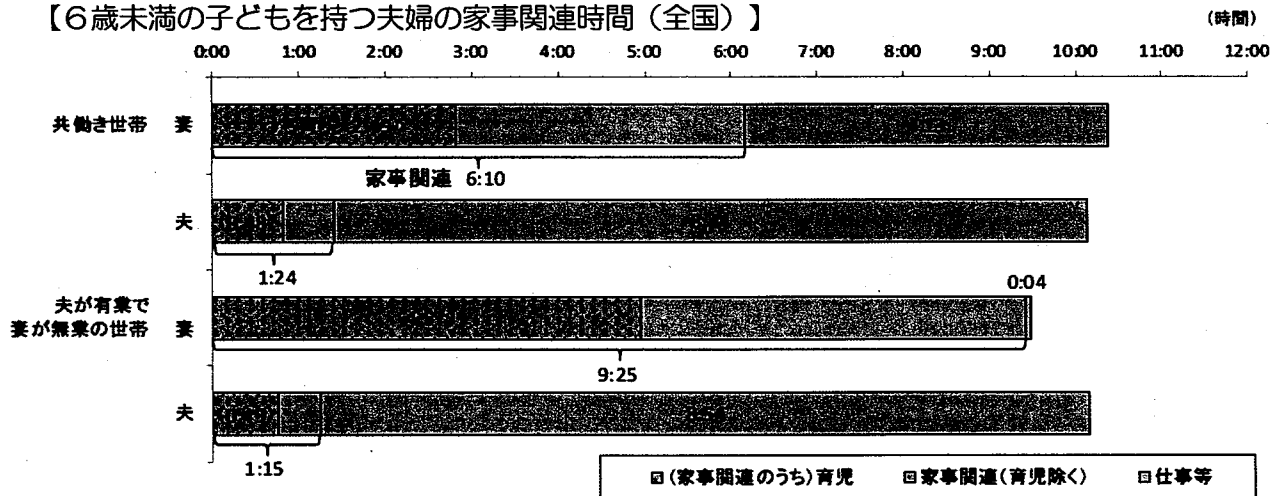
(1) 働く場における現状と課題

鳥取県における生産年齢人口（15～64歳）の女性の有業率は73.4%と、全国平均67.3%を上回っています。「子育て王国とっとり」の取組と相まって、子育てしながら働くことができる基盤整備が進んでいますが、保育所等の年度中途における待機児童などの課題があります。また、全国に比較しても高齢化が進展しており、仕事と介護の両立も大きな課題となりつつあります。

長時間労働などを前提とした男性中心の働き方や、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、家事・育児や介護など家庭の仕事の多くは女性に偏っており、働く場において女性が活躍する上での阻害要因となっています。

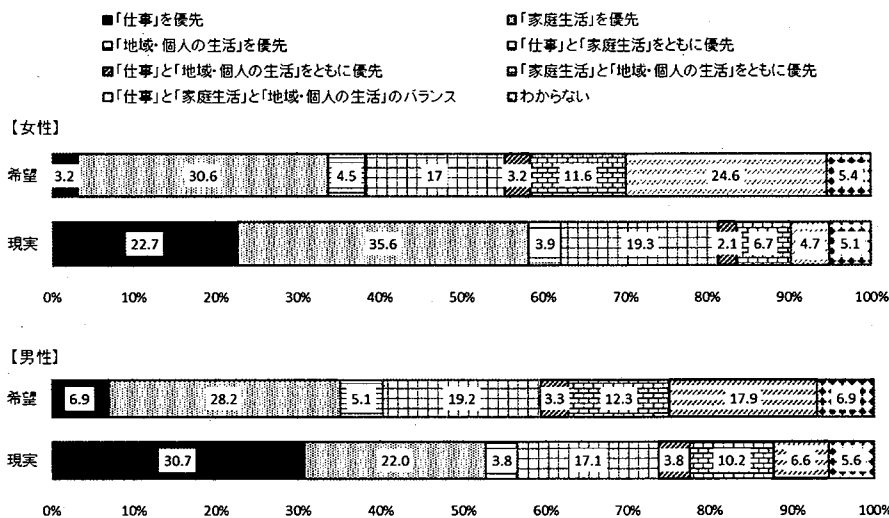
一方で、男性においても、長時間労働や男性の家庭責任に対する職場の理解不足等により、仕事と家庭の両立が困難な場合があります。

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間（全国）】



出典：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）

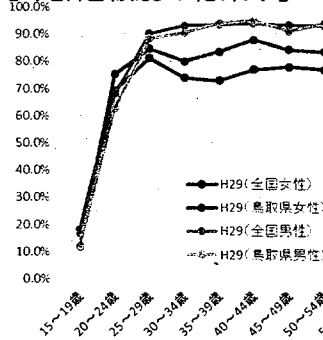
【仕事と生活の調和に関する希望と現実】



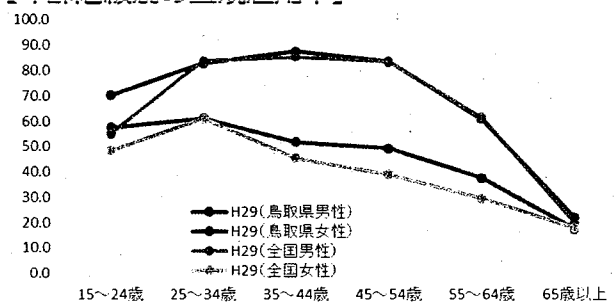
出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

鳥取県の労働力人口のうち女性の比率は46.6%（平成29（2017）年「就業構造基本調査」）です。女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚、出産、子育て期も継続就業する人が増え、M字カーブはほぼ解消されつつありますが、出産後に女性の正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブの解消が課題となっており、働きたい人全てが希望する形態で働けるよう取組が必要です。また、女性は男性より非正規労働者が多いため、災害発生や感染症流行などの非常時には、職を失いやすい傾向があります。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークの導入をはじめとするオンライン手法の活用が進み、多様で柔軟な働き方の創出や普及も期待されています。

【年齢階級別の有業率】



【年齢階級別の正規雇用率】



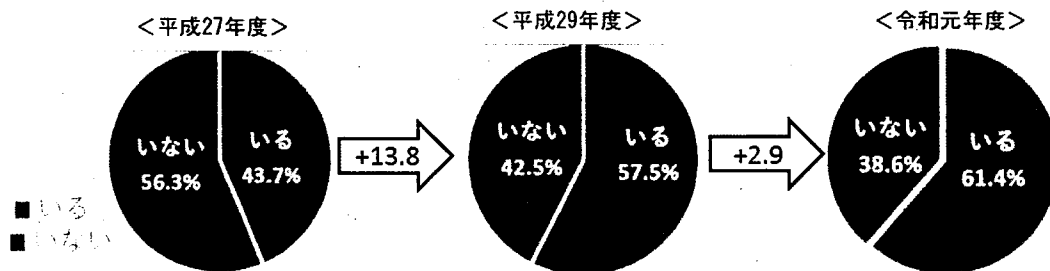
出典：就業構造基本調査（平成29年）

鳥取県では、経済団体、労働団体、行政が一体となり女性活躍に向けた取組を推進する「女星活躍とっとり会議」を設置し、様々な取組を進めてきた結果、女性管理職のいる事業所の割合や企業の管理的地位に占める女性の割合は増えつつありますが、十分とはいえません。

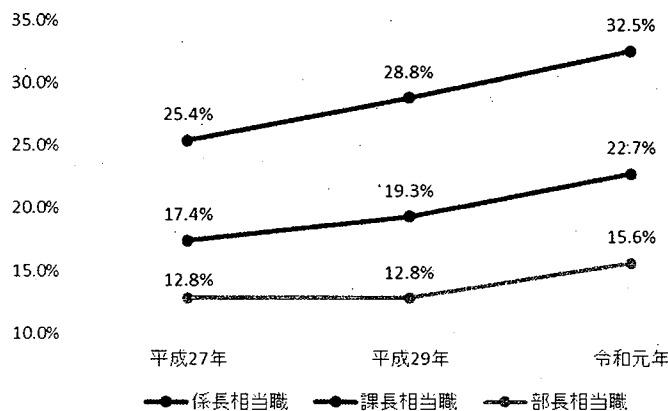
また、女性従業者が多く、重要な担い手となっているにも関わらず、意思決定過程への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害時に男女共同参画の視点に立った活躍が期待される防災分野、AI、IoT、ロボットなど先端技術の開発に取り組む情報通信分野など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を進める必要があります。

女性管理職のいる事業所

=企業の女性管理職登用等実態調査(H27年度、H29年度、R元年度)=

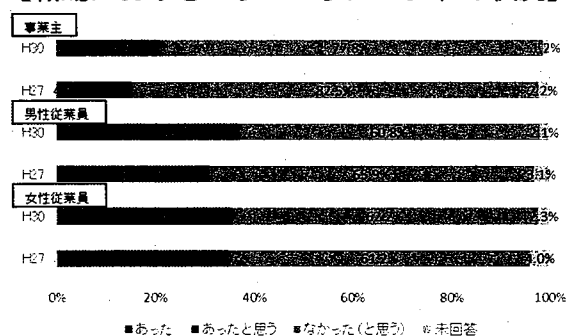


【管理的地位に占める女性割合の推移（10人以上の企業）】



出典：鳥取県企業の女性管理職登用等実態調査（令和元年）

【職場におけるパワーハラスメントの状況】



出典：鳥取県職場環境等実態調査（平成27、30年）

性別を理由とする差別的な取扱いや職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、安心して働くことを阻害する様々なハラスメントも生じており、問題となっています。

(2) 地域・社会活動における現状と課題

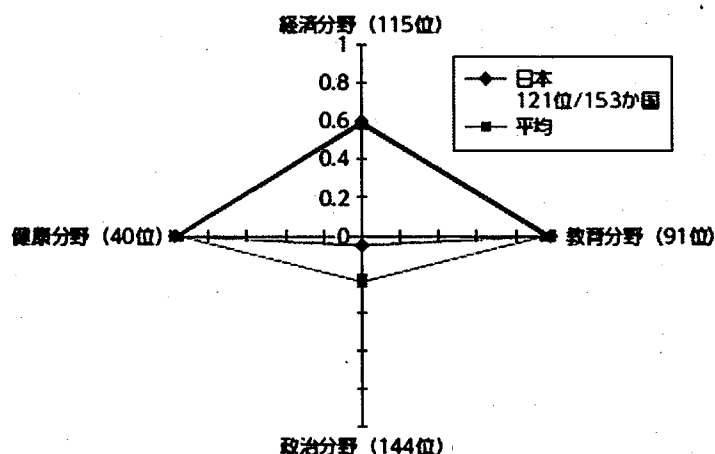
地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、防犯活動などによる支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。

一方で、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくためには、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム発表）」令和元（2019）年の日本の順位は、調査対象となった153ヶ国中、121位と過去最低の水準となっており、特に政治分野での女性参画が遅れています。

鳥取県においても、平成31（2019）年4月1日現在、鳥取県議会における女性議員の割合は11.8%、市町村議会における女性議員の割合は12.2%となっており、女性議員が一人もいない市町村議会もあります。

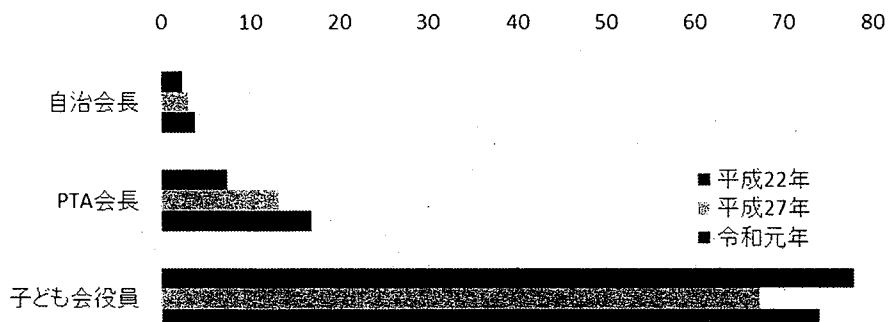
【各分野におけるジェンダーギャップ指数】



県、市町村の審議会等委員に占める女性割合は、全国と比べ高い水準を維持しており、県の審議会等委員に占める女性割合は、平成15（2003）年以降、40%以上を継続しています。市町村の審議会等委員に占める女性割合は、令和元（2019）年度で32%となっていますが、市町村間で差が生じているといった課題もあります。

【自治会長・PTA会長・子ども会役員における女性割合】

自治会やPTAなどにおいては、会長などの役員を男性が占めている場合が多く、子ども会の役員は女性が多いなど、分野によって、男女のどちらかに偏っていることがあります。



出典：鳥取県男女共同参画マップ

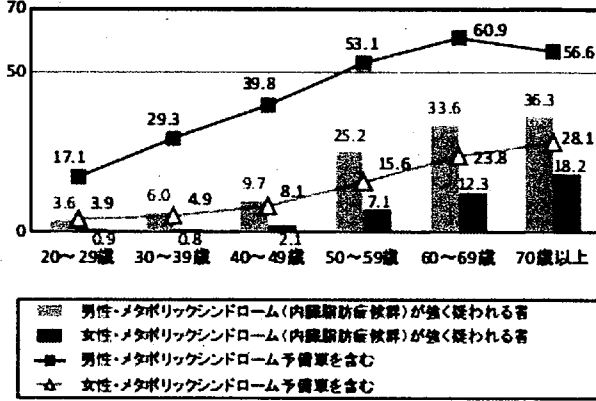
地域活動の担い手を確保し、多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、地域や組織などに残る固定的な性別役割分担意識の改善のための普及啓発を進めるとともに、政策・方針決定過程において、性別や年齢等が偏ることなく多様な人の参画を促進していく必要があります。

(3) 健康をめぐる現状と課題

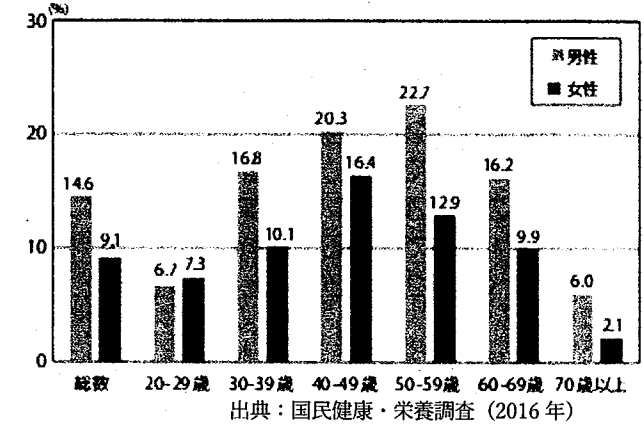
晩婚・晩産化が進んでいます。女性の心身の状態は女性ホルモンの影響を受けて思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに変化する特性があり、近年は、若い頃の無理なダイエット等による痩せすぎに伴う骨量不足、月経トラブルなど、女性の健康に対するリスクが高まっています。

また、男性は、女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっているほか、自死の多い傾向があります。

【メタボリックシンドロームの状況（全国）】

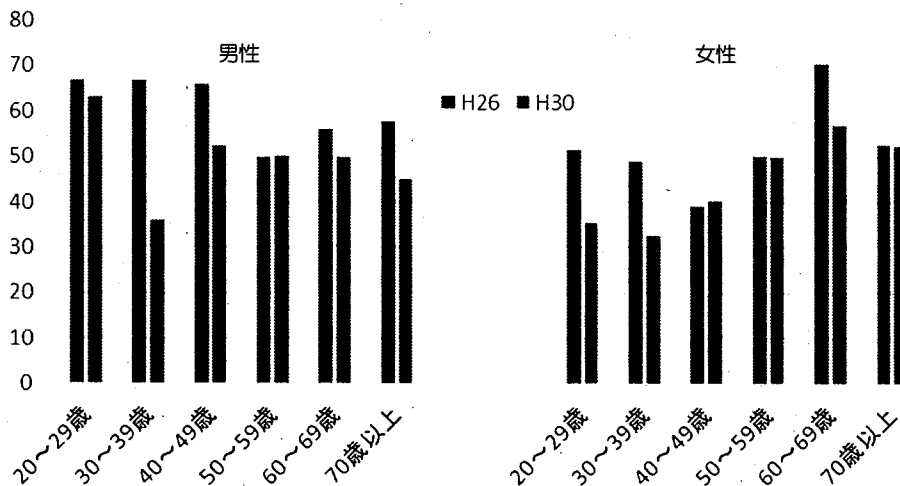


【生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（全国）】



人生100年時代を見据えて、生涯にわたって健康で過ごすためには、一人一人が主体的に健康の管理、保持、増進に取り組む必要がありますが、多忙感を抱く子育て世代において、スポーツ実施率の低下が顕著となりました。

【週1回以上のスポーツ実施率】

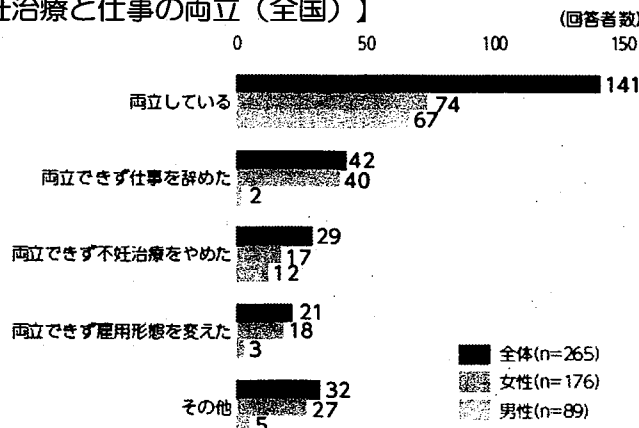


出典：鳥取県県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査（平成30年）

近年、不妊に悩む夫婦や、不妊治療と両立できずに仕事を辞める人が増えています。

また、男性の育児参画が十分に得られない等の理由による子育ての孤立化により、不安を抱えている母親も多く、産後うつや、それに伴う児童虐待も発生しています。

【不妊治療と仕事の両立（全国）】



出典：厚生労働省「仕事と不妊治療の両立支援について」労働者アンケート（平成29年）

(4) 誰もが安心して暮らせる環境整備をめぐる現状と課題

近年、地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発しています。また、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症も流行しました。大規模災害の発生や感染症の流行等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがち、女性が 職を失いやすい、DV 等の被害が増加するといった課題が一層顕著に現れると指摘されています。

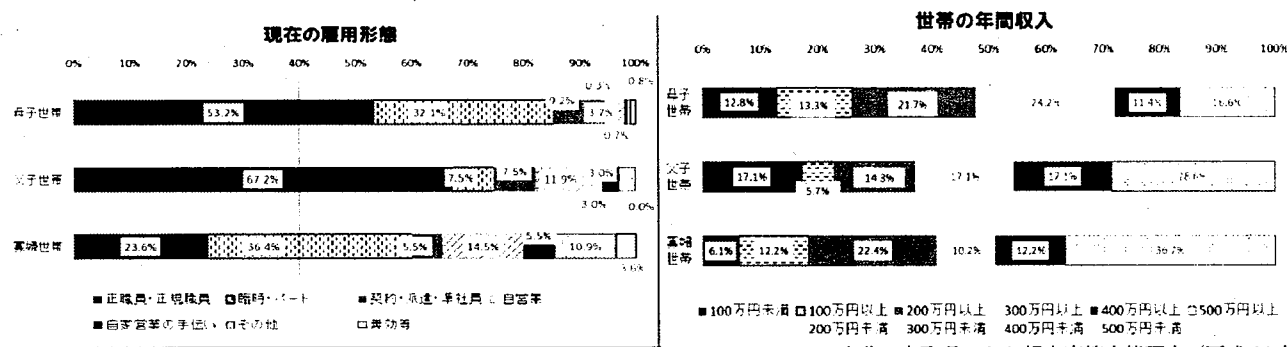
鳥取県では、全国に先駆け、これまで登用が進んでいなかった都道府県防災会議委員への女性登用を積極的に進めています。災害対応において、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

令和元年（2019）度における鳥取県の高齢化率（65歳以上）は31.8%と、全国に比較しても高齢化が進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。

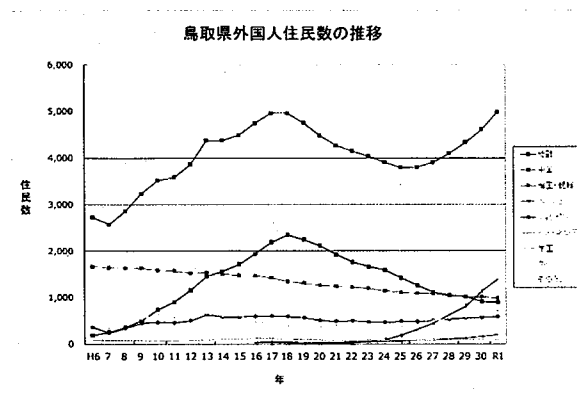
平成24（2012）年時点で高齢者の7人に1人が認知症といわれており、令和7（2025）年には5人に1人まで増えるといわれています。鳥取県でも少なくとも約2万1千人の方が認知症と推計されており（平成29（2017）年4月現在）、今後も増加する見込みです。

平成21（2009）年に「あいサポート運動」を開始し、平成25（2013）年に、全国で初となる「鳥取県手話言語条例」を、平成29（2017）年に、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を制定しました。

ひとり親家庭においては、母親が父親のいずれかが仕事や子育てなどを一人で担う必要があり、経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親は約9割が就業しているものの、特に、母子家庭において非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態におかれているため、年収200万円未満の世帯が約30%あります。



県内に在住する外国人は65カ国、4,979人（令和元（2019）年12月末現在）となっています。国際化が進展する中で、国際性豊かな人材の育成と地域の活性化、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。



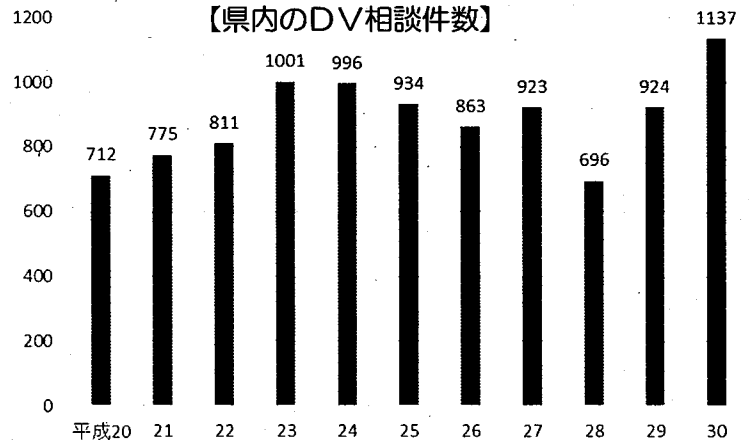
性的マイノリティは、近年社会的に認知されつつあり、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進めている企業が少しずつ増えています。令和2（2020）年度に実施した鳥取県人権意識調査では、自分の周りにいないと考える方という方と考える方の割合がいずれも約35パーセントと、県内での性的マイノリティへの関心度が変化しつつあることがうかがえます。

(5) 暴力をめぐる現状と課題

鳥取県内のDVに関わる相談は令和元（2019）年度に824件ありました。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元（2019）年度）によると、女性の3.2%、男性の1.7%が過去5年間にDV被害に遭ったことがあると答えており、そのうち約35%が被害をどこ（誰）にも相談していません。警察におけるDV事案の認知件数は、140件（平成30（2018）年度）と高止まりで推移しています。

また、SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、性暴力被害が多様化しています。子どもたちの発育・発達の早熟化、情報の氾濫など取り巻く環境の変化等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでおり、交際中の男女間の暴力や性犯罪を含めた性に関する問題行動が生じています。

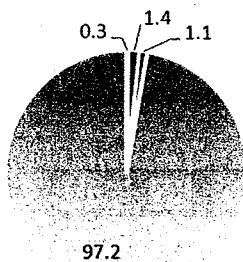
児童虐待に関する通告も依然として多くあり、子どもの命に関わる事案も発生しています。



※婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員設置市において取り扱った件数

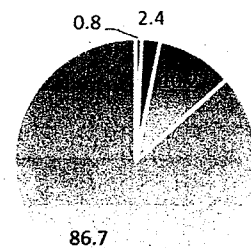
【ドメスティックバイオレンス（DV）被害経験】

男性



- この1年の間に、被害を受けた
- この2～5年の間に、被害を受けたことがある
- この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある
- 経験したことはない

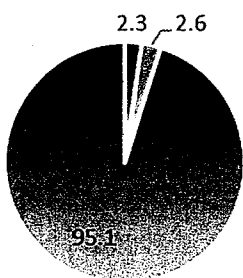
女性



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

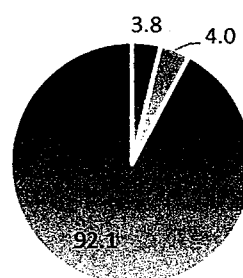
【性暴力被害経験】

男性



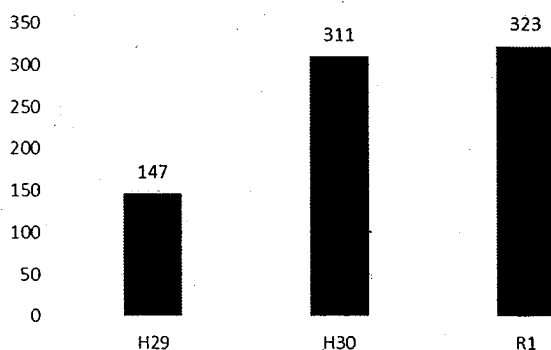
- 1回あった
- 2回以上あった
- まったくない

女性



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

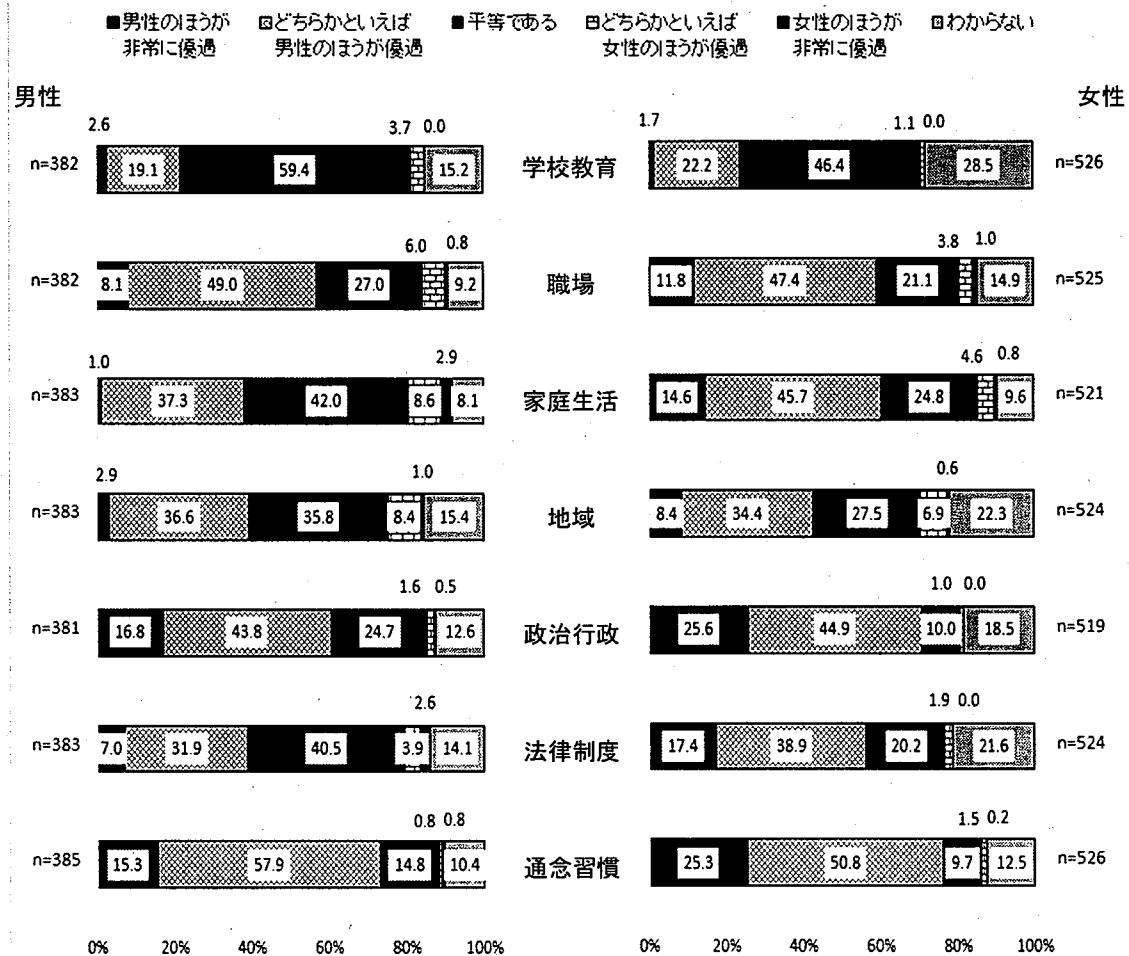
【性暴力被害者支援センターとっとり相談件数】



(6) 意識に関する現状と課題

令和元（2019）年度に実施した鳥取県男女共同参画意識調査によると、男女の地位の平等意識について、「学校教育」の場では約5割の方が「平等」と感じていますが、「社会通念」「家庭生活」「職場」など様々な場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。

【男女の地位の平等感】



男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念が大きな障壁となっています。就労の場のみならず、教育現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けることがあるため、職場、学校、家庭、地域など全ての場で多様な価値観を意識して生活する必要があります。

また、国際化が進展する中で、国際的視野に立った男女共同参画社会づくりを推進するため、国際性豊かな人材の育成と一人一人の異文化への理解が必要となります。

第3章 計画の内容

第5次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。



誰もが活躍できる環境づくり

全ての人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本テーマB

安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心して暮らせる環境整備	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築
5	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマC

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

多様で柔軟な働き方や、働きやすい職場環境づくりの推進により、働くことを希望する全ての人が安心して生き生きと働き続け、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

施策の基本的方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭の両立に対する理解促進や、子育て・介護支援の充実、男性の家事・育児や介護への参画促進により、働くことを希望する全ての人が、仕事と家庭の調和を保ちながら働き続けられる環境を整備します。

①ワーク・ライフ・バランスの理解・取組促進

管理職を含めた企業トップ等の意識改革を進め、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を県内に増やすとともに、長時間労働の改善などの働き方の見直しを働きかけます。

また、育児休業、介護休業など法に基づく取組の促進や、短時間・短日数勤務制度、時差出勤に加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国的に定着しつつある在宅勤務をはじめとするテレワークなど、働く時間や場所を限定しない、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の普及に努めます。

【主な取組】

- ・イクボス・ファミボスの理念の普及啓発、優良取組事例の発信・横展開
- ・全ての人が働きやすい職場環境づくりに積極的に取組む「男女共同参画推進企業」の認定促進
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援
- ・テレワーク等、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の導入支援 等

②ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりとして、ニーズに対応した保育サービスの提供や、就学期も含めた子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、企業等における貴重な人材の介護離職防止に向けた介護支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等の体制整備や一時預かり、病児・病後児保育等の受け皿確保
- ・放課後児童クラブ等の施設整備を図る市町村等への助成、放課後児童クラブ等への運営費助成
- ・医療費助成、高等学校の通学費助成など子育て世帯の経済的負担軽減
- ・介護サービスや制度に関する情報提供、介護離職の防止等に関する研修会の実施 等

③男性の家事・育児や介護への参画促進

男性への啓発、働く場や社会全体の機運醸成とともに、長時間労働の解消や、気兼ねなく育児休暇・休業を取得できる職場環境整備を支援し、男性の家事等への積極的な参画を促します。

【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える働く場や社会全体の機運醸成
- ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信
- ・男性の家事等への参画や育児・介護休業取得を促進する企業の取組支援 等

施策の基本的方向2 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

働くことを希望する全ての人が、採用・配置・昇格にあたって公正に評価され、多様な分野で活躍できるよう、様々なハラスメントの防止や、女性のキャリアアップ・キャリアデザイン形成に向けた支援が必要です。

企業における女性の人材育成等の取組や、働きやすい職場づくりへの支援により、一人一人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

①企業における女性活躍の促進

管理的地位で活躍する女性や、管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。

【主な取組】

- ・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性パワーアップ企業」の登録促進
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援

【再掲】

- ・企業における女性活躍のための人材育成や女性が就業・就業継続しやすい環境整備の支援 等

②自治体における女性活躍の促進

率先垂範による女性の活躍推進の観点から、県庁においては、能力・実績に基づいた女性職員の登用や、職員の仕事と生活の両立の推進を引き続き図るとともに、市町村における女性活躍に向けた取組が進むよう、様々な情報を提供します。

【主な取組】

- ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用の継続的な推進
- ・フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革
- ・イクボス・ファミボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・県、市町村における男女共同参画の取組状況の公表 等

③女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

中・高・大学生などを対象とした職業意識やキャリア形成に向けた取組の推進、多様な分野で活躍している目標となる女性の紹介や交流の場の提供、女性従業員を対象としたキャリア形成に資する研修の実施、正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている方など再就職を希望する女性への学びなおしの機会の提供や就職支援等、女性のキャリアアップ・キャリア形成をサポートします。

【主な取組】

- ・企業等で活躍するロールモデル等による中高・大学生を対象としたキャリア教育の実施
- ・メディアやホームページを活用したロールモデルの発信
- ・女性従業員を対象としたキャリアアップセミナーの実施
- ・女性が働きやすい企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークにおける支援による正社員化の促進
- ・離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースの設定 等

④雇用の分野における機会の均等と待遇の確保

性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、働く場における様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりを支援します。

【主な取組】

- ・女性が働きやすい企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークにおける支援による正社員化の促進

【再掲】

- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援

【再掲】

- ・各種ハラスメントをテーマとしたセミナー等の開催 等

施策の基本的方向3 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

鳥取県では、基幹的農業従事者のほぼ半数が女性であり、農林水産業において、女性が重要な担い手となっています。また、様々な視点を生かし、起業する女性が増えています。女性が能力を発揮し経営に参画するためにも、女性の経営能力・技術向上に対する支援を一層進める必要があります。

農林水産業や商工業などの担い手として誰もが能力を発揮でき、適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進に向けた啓発や、女性の経営参画に向けて活動しやすい環境づくりを進めるとともに、様々な分野で起業する女性が増えるよう、起業に向けた検討段階から起業後まで、段階に応じた支援を行い、起業しやすく、事業が続けやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・農業協同組合の役員等への女性登用促進
- ・技術習得や安全性対策の向上支援による女性の就業促進
- ・家族経営協定締結や女性の経営参画・能力発揮につながる取組の支援
- ・女性起業家等に対する起業創業に係る啓発及び事業発展を支える支援体制の構築 等

重点目標1の数値目標

		策定時		目標	
男女共同参画推進企業認定数		817 社	R1	1,150 社	R7
年次有給休暇取得率（県内中小企業）		53.0%	H30	70%	R6
年度中途の保育所等の待機児童数		85 人	R1	ゼロ	R7
男性の育児休業取得率（民間企業）		5.6%	H29	30%	R7
介護を理由にした離職者がいる企業割合		8.7%	R1	3%	R7
管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合					
	10人以上	25.4%	R1	※1	R7
	100人以上	24.9%	R1		R7
県管理的地位（係長級以上）に占める女性割合		33.3%	R1	※2	R7
県立ハローワークにおける女性の就職決定率		45%	R1	48%	R7
家族経営協定締結農家数		332 組	H30	390 組	R7
農業協同組合における女性役員数		5.0%	R1	15%	R7

※1 経済界主導のもと経済団体、労働団体、行政等が丸となって女性の活躍機運醸成を図るために設置された「女星活躍とっとり会議」において検討

※2 鳥取県特定事業主行動計画改訂に合わせ検討

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

身近にある地域社会を、活力があり、暮らしやすい持続可能なものとするため、自治会やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場における運営・方針決定の場への女性の参画を進め、全ての人が力を合わせて地域づくりを担っていきます。

施策の基本的方向1 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

議会や審議会等における女性の登用情報の「見える化」、主権者教育の充実等により、様々な方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されるよう取組を進めます。

【主な取組】

- ・県審議会等委員への女性の積極的な登用
- ・県、市町村における男女共同参画の推進状況の公表＜再掲＞
- ・専門機関と連携した学校への主権者教育に関する出前講座の実施 等

施策の基本的方向2 地域活動における男女共同参画の推進

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、介護、防犯活動などでの支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくために、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図るとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・市町村と連携した男女共同参画に関する出前講座の実施
- ・コミュニティ・スクール等、地域・学校が連携・協働して子どもたちの成長を見守る活動の推進 等

施策の基本的方向3 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツなど、あらゆる分野において老若男女がバランス良く参画することで、多様な発想が生まれ、活動の活性化が期待できます。

あらゆる分野で男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・地域づくりに取組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援
- ・各種団体等における運営・方針決定の場への女性の参画促進
- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発 等

重点目標2の数値目標

	現状値		目標値	
県審議会等における女性委員割合	42.7%	R1	40%以上	R7
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	31. %	R1	50%	R6
主権者教育に関する指標（検討中）				R7
PTA会長に占める女性割合	16.8%	R1	※3	R7

※3 PTA協議会と調整中

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯を通じた健康支援

お互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった、ライフステージごとに大きく変化する特性があり、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じて誰もが安心して、生き生きと暮らすことができるよう、県民の心身の健康を支援します。

施策の基本的方向1 生涯を通じた健康の保持増進

人生100年時代を見据え、高齢期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、若い頃からの健康支援が必要です。

健康づくりのためのスポーツに取り組みやすい環境づくり、各種がん検診の受診促進、相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙・飲酒支援など、生涯を通じた健康保持・増進の取組を進めます。

また、婦人科疾患や更年期障害などの女性の健康をめぐる様々な問題について、ライフステージに応じて支援します。

【主な取組】

- ・総合型地域スポーツクラブの育成等を通じた誰もが身近な地域でスポーツに取組やすい環境づくり
- ・街頭キャンペーン等による生活習慣病や自死の予防に関する普及啓発
- ・がんに対する正しい知識の普及・啓発及び休日検診の実施など検診を受けやすい体制の整備
- ・認知症サポーター数の拡大、医療体制の充実、相談・支援の強化やとっとり方式認知症予防プログラムの普及推進など介護・認知症予防の取組促進 等

施策の基本的方向2 妊娠・出産等に関する支援

妊娠や出産についての希望が実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。

また、妊娠・出産に関する正しい知識や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）の意識の普及、命を大事にする、予期せぬ（思いがけない）妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育及び啓発を、女性だけでなく男性も含めて行います。

【主な取組】

- ・企業と連携した子育て世代へのサービス提供など地域で子育てを応援する機運の醸成・体制整備
- ・不妊治療の経済的負担軽減や不妊治療と仕事の両立がしやすい環境づくり支援
- ・産後ケアに係る利用者負担額の無償化、産後ケア（宿泊型）サービスの受け皿拡大
- ・健康教育や出前事業の実施による妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発 等

施策の基本的方向3 健康をおびやかす問題についての対策の推進

薬物乱用を防止するための啓発活動や、様々な健康被害を及ぼす喫煙・受動喫煙に関する正しい知識の普及に向けた取組を強化します。

また、HIVをはじめとする性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、感染予防の啓発や医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。

【主な取組】

- ・学校や職場、地域における薬物、喫煙に関する正しい知識の普及啓発
- ・エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制の充実 等

重点目標 3 の数値目標

	現状値		目標値	
運動習慣のある者の割合	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	男女とも 30%	R5
健康寿命（全国順位）	男性：33 位 女性：40 位	H28	男女とも全国順位 10 位以内	R5
がん検診受診率	胃がん：27.3% 肺がん：29.1% 大腸がん：30.1% 子宮がん：37.5% 乳がん：32.3%	H30	70%	R5
とっとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数	3 町	R1	19 市町村	R6
産後ケアに取り組む市町村数	17 市町村	H30	19 市町村	R6
人工妊娠中絶率	8.5%	H30	7.54%	R7

重点目標 4 誰もが安心して暮らせる環境整備

様々な困難を抱える人々の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取組を進め、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を進めます。

施策の基本的方向 1 防災・災害復興における男女共同参画の推進

全国各地で頻発する地震や、想定を上回る豪雨、豪雪などの自然災害が相次ぐ中、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進や、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進するとともに、「支え愛」マップづくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動を促進します。

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備
- ・出前説明会・防災講演などの普及啓発や訓練実施などによる住民主体の防災体制づくりの推進
- ・市町村と連携した避難体制の整備や避難所の環境整備の推進
- ・「支え愛マップ」づくりの推進 等

施策の基本的方向 2 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢期を迎えても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるようにするには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要です。

さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路、駅などのバリアフリー化などを進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

【主な取組】

- ・暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりのための地域住民の話し合い促進、地域運営組織づくりの支援
- ・ふれあい共生ホームの設置・取組推進
- ・地域包括ケアシステムの機能強化
- ・シニアバンクの潜在的な人材の掘り起こしと活躍の場の提供
- ・高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的整備の促進 等

施策の基本的方向 3 障がい者が暮らしやすい環境の整備

共生社会の実現に向け、全国に先駆けて取り組んできた鳥取県において、これまでの取組をさらに発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指します。

障がい者がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。

また、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を積極的に推進します。

【主な取組】

- ・障がい者を対象とした職業訓練による、雇用・就業促進
- ・あいサポート運動研修、障がい当事者による障がい者理解公開講座等の実施
- ・高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的整備の促進 等

施策の基本的方向 4 外国人が暮らしやすい環境の整備

国際化が進展し、県内で暮らす外国人が増加する中で、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図る取組を進めるとともに、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

県内で働いたり、生活したりする外国人に対して、多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

【主な取組】

- ・外国人相談体制の整備
- ・ホームページ、SNS等での多言語情報の発信、日本語学習機会の提供
- ・医療等通訳ボランティアによるコミュニケーション支援の拡充
- ・国際交流フェスティバル、異文化理解体験講座などによる国際理解の推進 等

施策の基本的方向 5 ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対し、子育て・生活支援、就業支援など、地域での生活を総合的に支援する必要があります。子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、ひとり親家庭への支援や、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

あわせて、女性であることで複合的に困難な状況におかれている場合などについて、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・ひとり親家庭に対する子育てや生活、就業支援、養育費の確保など総合的な支援
- ・ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援 等

施策の基本的方向 6 性の多様性を前提とした社会システムの構築

性的マイノリティについての認知は進みつつありますが、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を進める取組が必要です。

行政の仕組みが性の多様性に対応したものとなっているかあらためて点検するとともに、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウティング）対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・学校教育における、児童生徒の発達段階に応じた、きめ細やかな対応の実施や教育の推進
- ・教職員への研修の充実
- ・多様な性のあり方についての社会的な理解促進・環境づくり
- ・アウティングなどを許さない社会づくりの推進
- ・性の多様性に関する相談体制の強化、居場所づくり 等

重点目標 4 の数値目標

	現状値		目標値	
支え愛マップづくり取組自治会数	604 地区	R1	800 地区	R6
暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取組む地区数	24 地区	H30	45 地区	R6
新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	—	—	19 件	R6
あいサポーター数	544, 116 人	R1	560, 000 人	R7
障がい者雇用率（民間企業）	2. 28%	R1	2. 3%	R6
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	12 市町村	R1	19 市町村	R7
性的マイノリティ支援に係るコミュニティスペース設置数	—	—	3 か所	R7

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

人権侵害である性暴力をはじめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。

施策の基本的方向1 暴力を許さない社会づくり

男女共同参画社会の実現に向け、DV、性暴力やストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、その対象の性別や被害者、加害者の間柄を問わず、あらゆる暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者の立場に立った切れ目ない支援に取り組みます。

また、SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、多様化する犯罪被害に対し、的確に対応するとともに、若者を中心とした予防教育・啓発に取り組みます。

①性暴力の防止及び被害者支援

性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。

また、性暴力被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性などの普及啓発を行います。

【主な取組】

- ・性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）による産婦人科・精神科などの医療支援、カウンセリングなどの心理的支援、法的支援などの総合的な支援の提供
- ・公開講座などによる性暴力被害者支援についての意識啓発 等

②性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

性犯罪の被害防止に向けた予防的活動の推進及び関係機関との連携による被害者支援及び相談体制の充実を図ります。

また、ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

【主な取組】

- ・声かけや速やかな情報発信などによる犯罪被害の未然防止、再被害防止のための対策の推進
- ・ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応の推進
- ・警察における被害申告・相談しやすい環境の整備
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置＜再掲＞ 等

③DV防止及び被害者支援

DV及びデートDV防止に向けた地域、職場、学校などにおける研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の心身の負担軽減等被害者に寄り添った緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を進めます。

【主な取組】

- ・DVなどの暴力やハラスメントに関するセミナー等による人権に関する意識啓発
- ・DV（デートDV）予防啓発支援員による、DV予防の啓発推進
- ・DV被害者の心身の健康回復と経済的自立に向けた支援
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置 等

④児童虐待の防止及び被害者支援

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を強化するとともに、DV防止との連携も含め、関係機関の連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・一時保護も含めた児童相談所の体制強化及び職員の資質向上
- ・児童虐待の予防、早期発見及び子どもの安全と人権を最優先した早期対応のための配偶者暴力相談支援センター、警察など関係機関との連携強化
- ・鳥取県版アドボカシー（子どもの意見表明支援等）の構築
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、機能充実 等

施策の基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

若者を中心に、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズが高まっており、被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力支援センターや、性暴力被害者支援センターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整えます。

【主な取組】

- ・24時間365日相談を受け付けられる体制の整備、多様な媒体による相談受付など各支援センターの相談窓口の充実
- ・スクールカウンセラーの配置など学校等で相談を受ける体制の強化
- ・相談員の確保及び資質向上 等

施策の基本的方向3 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

携帯ゲーム機やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルに巻き込まれないようインターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を、子どもたち自身が適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

また、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロールの普及促進など、社会環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発
- ・情報を主体的に収集・判断できる能力育成のため、学校における情報教育及び消費者教育の充実 等

重点目標5の数値目標

	現状値		目標値	
過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合	0.6%	R1	0%	R7
24時間365日開設している性暴力被害者支援ためのワンストップ支援センター設置数	0箇所	R1	1箇所	R7
家庭でインターネット利用に係るルールを定めている児童・生徒の割合	小6：83.2% 中2：70.9% 高2：36.2%	R1	改善	R7

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

年齢、性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

施策の基本的方向1 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な性別役割分担意識などに基づいた画一的な生き方にとらわれることなく、あらゆる場面において一人一人の望む生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が依然としてあることから、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう、広報誌、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を進めます。

【主な取組】

- ・フォーラムや広報誌など多様な手法を通じた幅広い層への男女共同参画に関する情報発信・啓発
- ・男女共同参画白書及び男女共同参画マップによる県や市町村の取組状況の公表 等

施策の基本的方向2 子どもの頃からの男女共同参画の推進

鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していくことが大切です。

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るとともに、学校現場においても無意識に性別による役割に対する固定的な価値観を与えることがないよう、教育関係者の男女共同参画の理解を促進します。

【主な取組】

- ・「家庭」「公民」「保健体育」「特別活動」などの学習による男女共同参画に対する意識の育成
- ・教職員への研修の充実 等

施策の基本的方向3 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人一人の理解の促進と社会の意識改革が不可欠です。

固定的な性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻害しており、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても、プレッシャーとなり困難な状況に追い込んでいく側面があります。

家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人が相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会の提供等に取り組みます。

【主な取組】

- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発＜再掲＞
- ・インターネット、情報誌などを活用した、生涯学習情報の提供 等

施策の基本的方向 4 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

女性が地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できるようにするには、女性に偏りがちな家事や育児、介護をはじめとした家庭生活や地域活動への男性の参画を進める必要があります。

男性自身の意識だけでなく、家庭、地域、職場など社会全体の意識変革を促し、男性が積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

広報・啓発活動や学習機会の提供、職場環境の整備などを通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域での男性の参画の必要性や意義について理解を促し、参画を促進します。

【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える働く場や社会全体の機運醸成＜再掲＞
- ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信＜再掲＞
- ・男性の家事等への参画や介護・介護休業取得を促進する企業の取組支援＜再掲＞ 等

施策の基本的方向 5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

近年、多くの外国人と関わりを持つ機会が増えていることから、国により異なる文化や価値観などを学び認め合う国際交流を進め、県民一人一人の個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、国際的な視野に立った人材育成や異文化などへの理解が必要です。

県内在住の外国人及び世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。

【主な取組】

- ・学校で語学指導などを行う外国語指導助手（ALT）の配置推進
- ・留学・海外体験活動などへの支援
- ・スポーツや文化芸術、観光など様々な分野での国際交流を通じた理解促進 等

重点目標 6 の数値目標

	現状値		目標値	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	11.7%	R1	50%	R7
各学校における男女共同参画の理解を促進する教職員研修の実施率	—	—	100%	R7
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,482 人	R1	2,000 人	毎年度
【再掲】男性の育児休業取得率（民間企業）	5.6%	H29	30%	R7
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	76 分/日	H28	130 分/日	R7

重点目標 1 働く場における女性活躍の推進														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1 実績		5次計画目標値	
	鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	800社 (586社)	R2 (H27)	641社	H28	687社	H29	754社	H30	817社	R1	1150社	R7
	年次有給休暇取得率 (県内中小企業)	とっとり働き方改 革支援センター	70% (46.3%)	R2 (H26)	45.2%	H27	44.6%	H28	45.6%	H29	53.0%	H30	70%	R6
	年度中途の保育所等の待機児童数	子育て王国課	ゼロ (56人)	R1 (H27)	82人	H28	116人	H29	103人	H30	85人	R1	ゼロ	R7
	男性の育児休業取得率 (民間企業)	子育て王国課	15% (2.7%)	H29 (H26)	2.7%	H26	2.7%	H26	5.6%	H29	5.6%	H29	30%	R7
○	介護を理由にした離職者がいる企業割合	女性活躍推進課					－	－	7.1%	H30	8.7%	R1	3%	R7
	管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合													
	10人以上		25%以上 (19.9%)	R2 (H27)	19.9%	H27	21.9%	H29	21.9%	H29	25.4%	R1		
	100人以上		30%以上 (20.0%)	R2 (H27)	20.0%	H27	22.0%	H29	22.0%	H29	24.9%	R1		
	県の係長級以上（管理的地位）に占める女性の割合	○人事企画課 病院局総務課 教育総務課	32%以上 (28.2%)	R2 (H27)	30.6%	H29	31.9%	H30	33.3%	H31	34.4%	R2		
○	県立ハローワークにおける女性の就職決定率	県立ハローワーク							－	－	45%	R1	48%	R7
	家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	318組 (290組)	R2 (H27)	302組	H28	302組	H28	322組	H30	356組	R1	390組	R7
	農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	10% (6.7%)	R2 (H27)	5.8%	H28	5.0%	H29	5.0%	H30	5.0%	R1	15%	R7

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1 実績		5次計画目標値	
	県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 ○女性活躍推進課	40%以上 (44.1%)	毎年度 (H27)	44.3%	H28	43.9%	H29	43.8%	H30	42.7%	R1	40%以上	R7
	「町内会や地域」において男女の地位が平等であるとする割合	男女共同参画センター	50%以上 (31.7%)	R1 (H26)	31.7%	H26	31.7%	H26	31.7%	H26	31.0%	R1	50%	R7
○	主権者教育に関する指標（検討中）													
○	PTA会長に占める女性割合	女性活躍推進課			10.7%	H28	12.0%	H29	16.3%	H30	16.8%	R1		R7

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1 実績		5次計画目標値	
	運動習慣のある者の割合	健康政策課	男女とも30%以上 (男性:26.6%、女性:29.4%)	R1 (H24)	男性:26.5% 女性:21.4%	H28	男性:26.5% 女性:21.4%	H28	男性:26.5% 女性:21.4%	H28	男性:26.5% 女性:21.4%	H28	男女とも30%以上	R5
	健康寿命（男女別）	健康政策課	男性:73歳、女性:76歳 (男性:70.87歳 女性:74.48歳)	R2 (H25)	男性:71.69歳 女性:74.14歳	H28	男性:71.69歳 女性:74.14歳	H28	男性:71.69歳 女性:74.14歳	H28	男性:33位 女性:40位	H28	男女とも全国順位10位以内	R5
	がん検診受診率	健康政策課	（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）いずれも70%以上	R5	胃がん:27.0% 肺がん:28.9% 大腸がん:31.7% 子宮がん:33.5% 乳がん:32.2%	H27	胃がん:26.8% 肺がん:28.9% 大腸がん:30.6% 子宮がん:34.9% 乳がん:33.1%	H28	胃がん:27.2% 肺がん:29.0% 大腸がん:30.3% 子宮がん:37.5% 乳がん:32.3%	H29	胃がん:27.3% 肺がん:29.1% 大腸がん:30.1% 子宮がん:37.5% 乳がん:32.3%	H30 (子宮がん、乳がんはH29)	いずれも70%以上	R5
○	とっとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数	長寿社会課							—	—	3町	R1	19市町村	R6
○	産後ケアに取組む市町村数								17市町村	H30	17市町村	R1	19市町村	R6
	人工妊娠中絶率	家庭支援課	9.4% (10.4%)	R2 (H26)	10.0%	H27	9.6%	H28	9.3%	H29	8.5%	H30	7.5%	R7

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1 実績		5次計画目標値	
○	支え愛マップづくり取組自治会数	危機管理政策課					—	—	552地区	H30	604地区	R1	800地区	R6
○	暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取組む地区数	中山間地域政策課							24地区	H30	30地区	R1	45地区	R7
○	新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	地域交通政策課									—	—	19件	R2～R6
	あいサポーター数	障がい福祉課	全国44万人 (292,548人)	R1 (H27)	370,351人	H28	410,843人	H29	455,874人	H30	544,116人	R1	560,000人	R7
	障がい者の実雇用率（民間企業）	雇用政策課	2.0% (1.99%)	H30 (H27)	2.11%	H28	2.16%	H29	2.22%	H30	2.28%	R1	2.30%	R6
	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	家庭支援課	19市町村 (12市町村)	R1 (H27)	10市町村	H28	12市町村	H30	12市町村	R6年度	12市町村	R1	19市町村	R6
○	性的マイノリティ支援に係るコミュニティスペース設置数	人権・同和対策課									—	—	3箇所	R7

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1実績		5次計画目標値	
	過去1年間にドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあると答えた人の割合	〇女性活躍推進課 家庭支援課	0% (1.4%)	R1 (H26)	1.4%	H26	1.4%	H26	1.4%	H26	0.6%	R1	0%	R7
○	24時間365日開設している性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数 (性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数)	くらしの安心推進課	1個所 (0個所)	R1 (H27)							－	－	1個所	R7
○	家庭でインターネット利用に係るルールを定めている児童・生徒の割合								－	－	小6:83.2% 中2:70.9% 高2:36.2%	R1	改善	R7

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成														
新規	項 目	所管課	4次計画目標値 (策定時の現状値)		H28実績		H29実績		H30実績		R1 実績		5次計画目標値	
	「社会通念・習慣・しきたり」など において男女の地位が平等であると 考える割合	男女共同参画セン ター	50%以上 (11.5%)	R1 (H26)	11.5%	H26	11.5%	H26	11.5%	H26	11.7%	R1	50%	R7
	男女共同参画センターによる男女共 同参画の理解を促進する講座の参加 者数	男女共同参画セン ター	1500人 (1311人)	毎年度 (H26)	1585人	H28	1821人	H29	565人	H30	1482人	R1	2000人	毎年度
	【再掲】男性の育児休業取得率 (民間企業)	子育て王国課	15% (2.7%)	H29 (H26)	3%	H26	3%	H26	6%	H29	6%	H29	30%	R7
	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・ 家事関連時間	子育て王国課 〇女性活躍推進課	全国平均以上 (57分/日)	H29 (H24)	57分/日	H24	76分/日 全国：83分	H28	76分/日 全国：83分	H28	76分/日 全国：83分	H28	130分/日	R7
○	6歳未満の子どもを持つ妻の育児・ 家事関連時間	子育て王国課 〇女性活躍推進課	—	—			414分/日 全国：454分	H28	414分/日 全国：454分	H28	414分/日 全国：454分	H28	360分/日	R7

第2回男女共同参画審議会における意見

○全体

No.	意 見	対応方針
1	ジェンダー平等に対する焦点をはっきりさせるため、重点目標を絞り込んでどうか。生涯を通じた健康支援や誰もが安心して暮らせる環境整備があることで、ジェンダーに対する焦点がぼやけてしまっているのでは。	生涯を通じた健康支援や、誰もが安心して暮らせる環境整備については、男女共同参画社会づくりを進める上で必要な事項としてこれまでの計画に記載しており、5次計画にも盛り込みたいと考えています。
2	全体的にカタカナ表記が多く分かりづらいため、可能な範囲で日本語表記（カタカナ表記）として欲しい。	（ ）書きや注釈等により、分かりやすい表現に努めます。

○テーマA

No.	意 見	対応方針
1	重点目標1（2）の「一人一人の能力発揮」④に、女性の非正規雇用を解消するための具体策を入れて欲しい。	主な取組として、県立ハローワークにおける正社員化の促進を記載しました。
2	重点目標1（2）の「一人一人の能力発揮」④に、賃金格差を是正する方向性を盛り込んで欲しい。	「賃金格差の是正」も含み、「性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保」と記載しております。
3	重点目標1（3）の「農林水産業・商工業等」に、起業後も支援があることが分かるよう「起業が続けやすい環境」も盛り込んでどうか。	「起業しやすく、事業が続けやすい環境」に修正しました。
4	重点目標2（1）の「政策・方針決定」で、公的な機関や委員会においてクォーター制を盛り込む様記載してはどうか。	鳥取県男女共同参画推進条例に基づき、県の附属機関においては男女の数を均衡することとしており、市町村においても同様の取組を進めています。
5	重点目標2「自治会やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場への女性の参画を進め」とあるが、「自治体やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場における運営・方針決定の場への女性の参画を進め」とした方が、従来の地域・社会活動への女性の関わり方とは異なる点が強調できるのではないか。	「運営・方針決定の場への女性の参画を進め」に修正しました。

○テーマB

No.	意 見	対応方針
1	重点目標3（2）妊娠や出産は家族にとっても大きな喜びであり、妊娠や出産が女性の問題と捉えられるような「妊娠や出産は女性にとって大きな節目」という表現は改めた方が良い。	「妊娠や出産は女性にとって大きな節目」を削除しました。
2	重点目標3（3）「健康をおびやかす問題」に、新型コロナウイルスに関する記述が必要ではないか。	ご意見を担当課と共有し検討します。
3	重点目標4は、様々なマイノリティの権利に関わる内容であり、とりわけ当事者性が重要な分野のため、「当事者性を尊重した上で自立に向けた力を高める取組を進め」としてはどうか。	ご意見を担当課と共有し検討します。
4	重点目標5（1）「暴力を許さない」の「性暴力支援センター」に愛称（クローバーとっとり）を記載してはどうか。	愛称を追記しました。
5	重点目標5（1）DV防止及び被害者支援の「被害者の緊急保護支援」を「被害者の心身の負担軽減等被害者に寄り添った緊急保護支援」としてはどうか。また、主な取組の「DV被害者の精神の回復」は、「DV被害者の心身の健康回復」としてはどうか。	ご意見のとおり追記しました。
6	重点目標5（1）児童虐待防止の主な取組「児童虐待の予防、早期発見及び早期対応」を「児童虐待の予防、早期発見及び子どもの安全と人権を最優先した早期対応」としてはどうか。	ご意見のとおり追記しました。

○テーマC

No.	意見	対応方針
1	重点目標6にも、管理的地位の方の働き方と経営者に向けた意識改革を盛り込んで欲しい。	働く場における意識改革等は、重点目標1に集約することとし、重点目標6では、主に教育現場、家庭、地域での意識醸成について記載したいと考えています。

○取組・施策について

⇒取組・施策に関する意見は担当課と共有し、今後の取組等について検討していきます。

No.	意見
1	男性の家庭生活への参画促進に向け、比較的取り組みやすい家事の提示や、男性が家事に参画することのメリットが伝わるような取組、コンテストの開催や家事マスター資格の付与等の取組をしてはどうか。
2	夫婦別姓等のインセンティブを取るような方向性、施策を検討してほしい。
3	介護離職者の8割が女性であり、具体的施策の中で改善させるように盛り込んで欲しい。
4	長い間培われた社会慣習、文化を一挙に変えることは難しい。性差を疑問視するきっかけは、女性の側から作る必要がある。
5	妊娠、出産、産後の知識や、何が大変で、何をしてもらおうと嬉しいのかを、家族みんなが知り、学ぶ機会を持つ取組（冊子や家族学級）に取り組んではどうか。
6	様々な業種に女性の活躍の場が開かれるべきであり、選択の範囲を広げるためにも、女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援では、女性の就業者が少ない業種にスポットをあてて欲しい。
7	性について家庭内で子どもにどう伝えるかを悩む人も多いので、子育て世代に対しての正しい知識の普及をお願いしたい
8	他人事から自分事へと意識を変える啓発として「すごい災害訓練DECO」のような体験型の取組を取り入れてはどうか
9	性暴力は男性より女性が被害にあることが多いが、男性の被害もあるという発信があるよい。男性も相談しやすい環境を作ってほしい。
10	児童相談所は子育て相談も出来ることが広がったほしい。児童相談所が特別なところというイメージを無くせば、相談しやすくなるのでは。
11	コロナで家に居る時間が増え、メディアに触れる機会が激増しているため、「様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成」は、小学生から始めて欲しい。
12	制服を廃止又は、ズボン・スラックスが着用できるようなデザインに変更するなど、学校や企業において、制服を変える機運を高めてはどうか。
13	国際視野に立った男女共同参画の推進を進めるため、技能実習生等を活用する企業等への啓発・研修も行ってはどうか。

今後の策定スケジュール

資料 4

時期		5次計画策定の流れ	審議会	検討体制	県議会
R2年 7月	中	①素案作成(～8月中旬)	7/17 第1回 ・諮問・審議	7月下旬～ 男女共同参画キャラバン隊等の実施 ・各種団体 等	
8月	中		8/17 第2回 ・素案審議(書面)		
9月	上	②パブコメ実施(10月上旬～10月下旬) ↓ ③パブコメ意見集約(～11月上旬)	9/4 第3回 ・素案審議	鳥取県男女共同参画行政推進会議 市町村への意見照会	常任委員会
10月	上				
	中				
	下				
11月	上				
	中				
	下				
12月	上				
	中				
	下				
1月	上				
	中				
	下				
2月	上	④最終案作成(～1月中旬)	11月中旬 第4回 ・計画(案)審議・承認	鳥取県男女共同参画行政推進会議	常任委員会
	中				
	下	⑤議会提案	12月上旬 ・答申		本会議
	上				
	中				
	下				
3月		⑥5次計画議決【予定】			

男女共同参画推進員への苦情申出に係る審査結果について

令和 2 年 9 月 4 日

女性活躍推進課・男女共同参画センター

以下のとおり、本年 1 月に男女共同参画推進員に対して県民からの苦情の申出があり、男女共同参画推進員による審査が行われ、7 月 22 日に意見公表されました。

1 審査事案の概要

(申出内容) = 令和 2 年 1 月 23 日申出、2 月 6 日審査開始決定

- ・「スタミナ納豆の歌」という歌が、倉吉市教育委員会公認ソングとして、学校給食のスタミナ納豆の提供日に、市内全ての小中学校で繰り返し流されるとの報道があったが、この歌の「女子力が上がる」というフレーズは、女性の固定観念的なイメージを助長する恐れがある。
- ・職員がそのことに気づかなかったのは、行政職員の男女共同参画の理解不足によるものであることから、県として、行政職員に対する男女共同参画意識啓発の研修等の充実が必要。

(審査結果) = 以下のとおり、7 月 22 日に意見を公表

本申出に係る歌は音楽教育の教材ではなく学校給食の際に流されたものであり、その採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきである。また、その判断にあたっては、当該歌が「スタミナ納豆」を盛り上げようと善意の市民によって作成されたものであり、全体としては、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられることなどの事情が総合的に考慮されるべきである。

しかしながら、男女共同参画の観点から問題無しとはいえない歌詞を含む歌について、教育現場から本申出と同種の指摘がなかったことを県は重く受け止め、以下のような施策をとるべきと考える。

- (1) 教育現場において児童生徒に性別による固定観念に基づくイメージを植え付けてしまうことを避けるために、教職員に対する研修を徹底すること。
- (2) 県民を啓発するため、県及び市町村の職員を含む県民に対し、男女共同参画の視点に立った研修プログラムを提供するなどの活動をこれまで以上に推進すること。
- (3) 今後県が作成する研修プログラムの題材として、今回の事例を活用すること。

2 審査の経緯

- | | |
|----------------|--|
| 1 / 23 | 申出書の受領 |
| 2 / 6 ~ 5 / 14 | 男女共同参画推進員会議（審議、申出者への意見聴取、倉吉市教委への状況聴取等） |
| 7 / 22 | 意見公表（同日に推進員から副知事へ報告） |

3 県の対応方針

意見内容を踏まえ、関係機関（人権・同和対策課、職員人材開発センター、教育センター、人権教育課等）と連携して、教職員、県・市町村職員、県民への意識啓発を強化する。

【参考：鳥取県男女共同参画推進員】

県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服の申出を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため附属機関として設置（根拠：鳥取県男女共同参画条例第 23 条）

<鳥取県男女共同参画推進条例（抜粋）>

第 19 条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は前条第 2 項ただし書の規定により公表された対応結果についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、DV 被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

第 23 条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

「ストレスオフ県ランキング2020」について

令和2年9月4日
女性活躍推進課

8月25日(火)に「ストレスオフ県ランキング2020」が発表され、女性版において鳥取県が昨年度に引き続き第1位となり、また今年度初めて同時発表された男性版では第41位となりました。

1 「ストレスオフ県ランキング2020」における順位

＜女性版＞ 1位：鳥取 2位：滋賀 3位：山口 4位：和歌山 5位：長崎

＜男性版＞ 1位：青森 2位：山口 3位：山梨 4位：和歌山 5位：徳島 … 41位：鳥取

参考：鳥取県のこれまでの順位（女性版のみ）

2020年1位、2019年1位、2018年9位、2017年5位、2016年1位

2 女性版の1位の要因（調査機関分析）

- ・コロナウイルス感染への不安を感じている人が全国より少ない。
- ・コロナ自粛生活で「現在の健康状態」に不満を感じる人の割合は全国で最も少ない。
- ・リラックス方法として、豊かな自然を生かした「温泉」、日常が徐々に再開したことによる「同性の友人との食事」の割合が全国より高く、人との繋がりやコミュニケーションを重視。

【ストレスオフ県ランキング2020の概要】

実施期間：7月21日(火)から7月27日(月)

調査方法：全国10万人の男女各5万人(20～69歳)にインターネット調査を実施。
各都道府県500サンプル以上を確保し、その後人口比率でウェイト修正。

調査機関：一般社団法人ストレスオフ・アライアンス、合同会社エンディアン

【女性のストレスオフに関する取組（令和2年度）】

① ワークライフバランスの推進

- ・ワークライフバランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」の普及拡大
- ・男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む男女共同参画推進企業の拡大
- ・男性の家事育児参画を促進するためのワークライフバランス推進キャンペーン

② ストレスオフ活動拡大事業補助金（補助率1/2、上限10万円） [平成28年度～]

民間団体が行う、女性のストレスオフにつながる活動を支援・拡大するため創設
(今年度採択)・森の中をポニーに乗馬してお散歩し、リフレッシュを図る

- ・産前産後の女性が産婦人科医師と森林セラピーロードを歩き、日頃の悩みやストレスを解消
- ・笑顔ヨガを通じたママ同士のコミュニケーション など

男女共同参画キャラバン等における意見

	相手方	主な意見
1	鳥取県母子寡婦福祉連合会	・母子家庭は働く場がない。あっても介護、スーパーのレジ等。3つの仕事を掛け持ちしている者もいる。働く場の確保が必要。 ・資格取得の支援制度はあっても、生活するために働いており勉強する時間がない。また、数学等の基礎が出来ていないために資格が取れない等、制度はあるが使えない人もいる。
2	女性活躍ネットワーク会議	・経済団体の会合やとっとり会議等を活用し、トップに対するセミナーの開催等、企業トップへの働きかけをもう少し強く行っていく必要がある。 ・女性管理職の登用について、上層部（年配層）の意識改革が難しい。女性が活躍することで得られるメリットを具体的な数字で示さないと納得しない。 ・女性管理職は前例が少ないことから、モチベーションが相当高くないと押しつぶされてしまう。そういう姿を見ると、下の人は「管理職にはなりたくない」となる。女性の登用率を上げるなら、サポートの充実も必要。 ・企業の女性管理職は増えてきているが、政策・企画決定の場に女性の参画が少ないと感じる。 ・コロナで職場環境や子育て等何かと変わらざるを得ない所も多くあるため、その辺りの様子を見ながら取り組んではどうか
3	男女共同参画をすすめるネットワーク	・県の方針・方向性には、固定的役割分担意識やダイバーシティについて盛り込んでどうか。 ・県内は10人以下の中小企業が殆どであり、計画の中にもっと中小企業の視点が入るべき。 ・出産や育児により離職する女性がまだまだ多い。復職する際の支援拡充が必要。 ・性教育については、体の仕組みを伝えるだけの表面的な内容では効果が薄いと考えられ、もっと具体的に、性交渉やリプロダクティブ・ヘルスなど踏み込んだ内容とするべき。 ・性的マイノリティに関しては、ハード（トイレ、更衣室、制服）整備を進めていくことで、それをキッカケに理解促進も進んでいくのではないかと。 ・子どもに分かりやすく男女共同参画条例の内容が伝わるようなテキストを作成する等、子どもたちが男女共同参画条例を学ぶための取組を行うべき。
4	とっとり県民活動活性化センター	・思いがあっても活動している団体（NPO法人など）は、女性も多いが、自治会、地区公民館等は60代以上の男性が多い。 ・これから人口減少に伴い、地域の担い手も減少するため、興味や課題に寄り添った体制を作っていないと、地域は持たない。
5	鳥取大学	・学生に対し、男女共同参画社会について講義を行ったところ、様々な前向きな意見があった。こういった時間を持つことも重要と感じた。 ・性的マイノリティに関しては、居場所（安全な場所）が必要との意見があるが、専門の居場所にしてしまうと、入りづらいという気持ちもあるのでは。 ・今の若者は、SNS全般に危機意識が低いと感じられる。 ・高校までは避妊を主として扱い、大学から妊娠・出産について教えると真逆のことを教えることとなる。学びの連携も必要ではないか。
6	鳥取商工会議所青年部	・長期の育休は企業側として厳しい面があるが、1カ月程度の取得であればフォロー可能。 ・テレワークを進める際、従業員をどう管理、評価していくかが課題となる。 ・多様な働き方など職場環境を良くしていかないと人が集まらないが、経営者が勉強する機会が少ない。1時間単位で有給取得可能な会社がこれくらいある等、他社の取組が見える情報があると良い。 ・性の多様性を前提とした社会システムの構築として、トイレ改修など行政による整備費助成があれば環境整備が進むのではないかと。
7	農業女子ネットワーク	・農家の会合などでは男性ばかりの参加で、女性が出やすい雰囲気になっていないので、そういった場に女性や若い世代がもっと進出して、発言していくような環境を作る必要がある。 ・女性を対象とした勉強会があると参加しやすい。そういった勉強会で知識や技術を身に付け、女性同士のネットワークで様々な情報を収集できるようになると、女性にも実力が付き、経営や政策決定の場への参画が進むのではないかと。 ・まずは家族でしっかり話し合っって役割分担を決め、家族経営協定を結ぶことが必要。協定を結ぶことで男性も女性も意識が変わる。

	相手方	主な意見
8	建築士会女性委員会	・現場に行くとは一般事務員と思われる。ひどい場合は女のくせにみたいな態度をされることもあるが、女性が少しずつ増えてきたからか、以前よりは不平等を感じることは少なくなった。
9	土木施行管理技士会女性会	・女性が技術者として現場に出る際、以前は、女性だと話が聞いてもらえない等あったが、最近はそのような事が無く、女性の方が話しやすい等の話も聞く。周りの理解も進んできている。 ・長時間労働の是正は、自社努力だけでは浸透しない。発注者側の配慮も必要。
10	農業協同組合中央会	・ひとつの家庭に複数の組合員がいると、一家の主である男性に通知がいき、男性のみ出席ということになる。意識と仕組みのミスマッチがある。 ・家族経営の場合、家庭内のことなので働きかけにくい。家族協定を結ぶなど経営的な自立を促すことも必要。(家族協定は休みや給与に関する内容が主。家事分担など家庭生活については、もめごとや負担感を増やすことから規定しない場合が多い) ・女性役員等を増やしていくためには、女性側の意識改革も必要であり、女性が知識や技術を身に着けられるよう、女性を対象にした研修会や勉強会があると良い。
11	移住者支援団体	・住んでいる地域では、集まりに夫婦ともども参加する等男女の偏りはないが、全県的に見たら、町内会などの地域活動に参加を希望する女性が少ないのかもしれない。女性の町内会長が出てきたら手を挙げる女性が出てくるのではないかな。
12	商工会連合会 女性部・青年部	・男女共同参画の実態や、県や市町村の制度等を知るための経営者向け研修会があると良い。 ・活躍している女性の姿をもっと見せていくべき。 ・不妊治療に関する知識(費用、期間、体への負担等)がない。まずは知ることが必要なので、経営者や管理職向けの勉強会があると良いのではないかな。 ・建設業の加点だけでなく、男女共同参画推進企業になることのメリットがもっとあれば、男女共同参画も進むのではないかな。

※男女共同参画キャラバンは、今後も、順次、各種団体等を対象に実施を予定しています。

〔国〕男女共同参画基本計画見直し内容(第4次→第5次)

※赤字は主な改正点

第4次男女共同参画基本計画	第5次男女共同参画基本計画(素案)
I あらゆる分野における女性の活躍	I あらゆる分野における女性の参画拡大
第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 1 長時間労働の削減等の働き方改革 2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備 3 男女共同参画に関する男性の理解の促進 4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し	
第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 政治・司法・行政・経済、その他の分野における女性の参画拡大	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 政治・司法・行政・経済分野、専門・技術職、各種団体等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援 5 再就職、起業、自営業等における支援	第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 1 ワーク・ライフ・バランス等の実現 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 3 ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正 4 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用労働者への転換の支援 5 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援
第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 1 地域活動における男女共同参画の推進 2 地方創生における女性の活躍推進 3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	第3分野 地域における男女共同参画の推進 1 地方創生のために重要な女性の活躍推進 2 農林水産業における男女共同参画の推進 3 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進 4 地域活動における男女共同参画の推進
第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大 2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大 2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備 3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
II 安全・安心な暮らしの実現	II 安全・安心な暮らしの実現
第6分野 生涯を通じた女性の健康支援 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 2 妊娠・出産等に関する健康支援 3 医療分野における女性の参画拡大 4 スポーツ分野における男女共同参画の推進	
第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 3 ストーカー事案への対策の推進 4 性犯罪への対策の推進 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 6 売買春への対策の推進 7 人身取引対策の推進 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 9 メディアにおける性・暴力表現への対応	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 5 ストーカー事案への対策の推進 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 7 人身取引対策の推進 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 9 売買春への対策の推進
第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	第7分野 生涯を通じた女性の健康支援 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 2 医療分野における女性の参画拡大 3 スポーツ分野における男女共同参画の推進
	第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進 1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化 2 地方公共団体の取組促進
	→Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 第11 分野より

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し		1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実		2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進		第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	
1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開		1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
2 男女共同参画に関する男性の理解の促進		2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大	
3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		3 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開	
4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等		4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信	
5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大		5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立			
1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進			
2 復興における男女共同参画の推進			
3 国際的な防災協力における男女共同参画			
第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	
1 女性差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応		1 持続可能な開発目標(SDGs)や女性差別撤廃委員会など国連機関等との協調	
2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮		2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応	
		3 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮	

[県]男女共同参画計画体系見直し内容(第4次→第5次)

※赤字は主な改正点

第4次男女共同参画計画	第5次男女共同参画計画(たたき台)
A 男女が共に活躍できる環境づくり 1 働く場における女性の活躍推進 (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ➢(1)-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進 ➢(1)-2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 ➢(1)-3 男性の家事・育児や介護への参画促進 (2)男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり ➢(2)-1 企業における女性活躍の促進 ➢(2)-2 自治体における女性活躍の促進 ➢(2)-3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援 ➢(2)-4 女性の総合的な起業支援 ➢(2)-5 雇用の分野における男女の機会の均等と接遇の確保 (3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 2 地域・社会活動における女性の活躍推進 (1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 (3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進	A 誰もが活躍できる環境づくり 1 働く場における女性の活躍推進 (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ①ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進 ②ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 ③男性の家事・育児や介護への参画促進 (2)一人一人が共に能力を発揮できる職場環境づくり ①企業における女性活躍の促進 ②自治体における女性活躍の促進 ③女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援 ④雇用の分野における機会の均等と接遇の確保 (3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 2 地域・社会活動における女性の活躍推進 (1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 (3)地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進
B 安心・安全に暮らせる社会づくり 3 生涯を通じた男女の健康支援 (1)生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2)妊娠・出産等に関する支援 (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進 4 誰もが安心して暮らせる環境整備 (1)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3)外国人が暮らしやすい環境の整備 (4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5)性的マイノリティに関する理解促進 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 (1)暴力を許さない社会づくり ➢(1)-1 DV防止及び被害者支援 ➢(1)-2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援 ➢(1)-3 性暴力の被害者支援 ➢(1)-4 児童虐待の防止及び被害者支援 (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成	B 安心・安全に暮らせる社会づくり 3 生涯を通じた健康支援 (1)生涯を通じた健康の保持増進 (2)妊娠・出産等に関する支援 (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進 4 誰もが安心して暮らせる環境整備 (1)防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4)外国人が暮らしやすい環境の整備 (5)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6)性の多様性を前提とした社会システムの構築 5あらゆる暴力の根絶 (1)暴力を許さない社会づくり ①性暴力の防止及び被害者支援 ②性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援 ③DV防止及び被害者支援 ④児童虐待の防止及び被害者支援 (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成
C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり 6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 (1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2)子どものころからの男女共同参画の推進 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5)国際的視野に立った男女共同参画の推進	C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり 6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 (1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2)子どものころからの男女共同参画の推進 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5)国際的視野に立った男女共同参画の推進